

相撲の部領使について

染井千佳*

はじめに

平安時代中期から後期において、七月に行なわれていた年中行事に相撲節会がある。相撲の部領使とは、相撲節会にて相撲を取る相撲人を諸国から集めるため、朝廷から五畿七道諸国に派遣された左右近衛府官人のことである。部領使の名称は『儀式』や『西宮記』などの儀式書には見えず、『江家次第』にのみ「二・三月比、大将以下於三陣座定三相撲使事」、関白・大将隨身・陣官賭弓矢数者為^レ使、遣^二諸国七道^一、召三相撲人^一也、万葉コトリツカイト云也、^①とあるのが知られている。^②これまで相撲節会や相撲人を扱った研究は多いが、部領使は概略が述べられるに留まる。本論では部領使の実態を明らかにし、摂関・院政期の近衛府下級武官の一端を考察したいと思う。

当時の近衛府は、大将―〔次将〕中・少将―〔官人〕将監・将曹・府生―〔物節〕番長・案主・府掌―〔舍人〕近衛から構成され、部領使に任命されるのはこのうちの官人・物節・近衛であった。その官人以下近衛以上の近衛府下級武官から、院・天皇・摂関・近衛大将など、貴人の警護などを務める者が隨身である。^③

部領使は相撲節会に先立ち、節会を行う年の二月から六月頃までに相撲使定にて決定する。先行研究では、佐々木氏・鳥谷氏が近衛府の政務運営を明らかにするうえで、長和二年・四年・万寿二年・長元四年の『小右記』にみえる相撲使定を取り上げている。^④両氏の研究と事例をみると、推挙や希望がある時には定以前に大将に申文を提出し、申文は担当の近衛中将に渡されて、定において中将たちが任命の可否を決定し、^⑤大将が定文に加署して任命されている。なお、相撲使定以前に大部分が内定していた。^⑥以上の手続きを経て決定した部領使は全国に発遣され、相撲人を各地から引率した。それを年ごとにまとめたものが別表である。

なおこの表に現れない、相撲人貢上の事例もある。『小右記』治安三年五月二十四日条の太政官符は、五畿七道諸国の国司に対し、年間二人の相撲人白丁の貢上を求めたものである。国司による相撲人貢上は実際にも行われており、部領使の発遣と並行して機能していた。また同日条の記事には、「官符四枚将曹正方（紀）持来（山陰・

山陽・南海・西海等官符也。可^レ有^二河内・摂津・和泉等^一。畿内三箇国可^レ載^二一枚官符^一。而亦有^二畿内官符一枚^一云々。依^レ載^二山城・大和^一、左近衛府生受云々、又吏可^レ合^レ成^二官符一駄（〇）は割注^一」^⑦とあり、左右近衛府で担当範囲がわかれていたことを示唆している。『長秋記』天永二年八月十二・十五日条でも相撲人の所属が左右近衛府で分かれており、相撲人の奪い合いがあったことが見える。『小右記』の記主・藤原実資は長保三年から長久三年の四十年間に渡って右近衛大将を務めており、部領使について詳細な記述を残した。本稿でも多く引用したが、左右近衛府で発遣先が異なることから、明らかにした事例が右近衛府の担当地域に偏っていることを、予めお断りしておく。

第一章 摂関期の部領使

①長和二年

本稿末尾一覧表を参考に、各年の特徴を考察する。部領使の名前が解るのは、長和二年の相撲使定の記事からである。

長和二年二月十五日、実資は右中将源雅通に対し、二十日以前の吉日を選んで相撲使定を行うように伝えた。^⑧当初は十九日に行う予定であったが、雅通の他の中将が参加せず、二十日に延期された。この年の部領使として判明しているのは、上道吉方・荒木武晴・下毛野公助・尾張公時の四人である。この他、大宰府に派遣される部領使を希望した府生が三人みえる。

上道吉方は、右中将藤原兼隆の隨身と考えられる。兼隆はこの年の一月、自分の隨身「某丸」を、春日祭陪従か部領使に任命するよう実資に言い送った。これに対し実資は、春日祭使陪従に中少將の隨身をあてないとの藤原道兼の起請があること、部領

〔キーワード〕部領使／相撲節会／相撲／近衛府／隨身

*平成十八年度生 比較社会文化学専攻

使はその時になつて相撲使定を行い決定する、と答えた。実資の返事を聞いた兼隆は、春日祭陪従は起請に随うこと、部領使について予め実資に伝えておく、と知らせた。その後兼隆は將監下毛野公助をして、上道吉方を土佐使にするよう、実資に懇切に言い送っている。実資は定を担当する雅通に、「随レ状可三左右」と伝えた。

下毛野公助は將監である。將監は近衛府下級官人の中で最も地位が高い。そのため、実資は「將監者大将已下所不三定遣二也、依三宣旨二所レ遣也」と、宣旨による決定を求めている。將監を別格とする立場はこの他にも見られ、相撲節会において、將監と將曹以下では同じ下級武官でも扱いが違ふと言へる。公助は道長隨身である尾張公時とともに道長の決定によつて發遣が決定、同日に実資隨身荒木武晴の發遣も決まつた。翌日、定文に実資が加署した。公助は南海道に派遣されており、七月には船に乗つて、最手の越智経世らを隨身してきた。

大宰使について、実資は雅通に「大宰使、府生等間有^①望申者等^②、然而不能^③思得^④、先令^⑤勘^⑥申年々相撲使勤不^⑦、然後可^⑧相定^⑨」と近衛府生で望む者があれば、これまでの部領使の勤務態度を考慮して決定せよ、と答えた。十九日には身人部仲信・若倭部亮範・下毛野公頼が申文を提出した。誰が任命されたかは不明である。なお相撲人選定について、河内国に膂力者が多いとの知らせを受けて、国司が相撲人貢上を命じられていたり、相撲人に相応しいとの理由から京上していた大宰綱丁などが相撲人として確保されたりなど、部領使以外の相撲人貢上も見えらる。

②長和四年

四月二十七日に相撲使定の開催が中将雅通に命じられ、翌月二日に定が行われた。判明している部領使は高扶宣・平奉良・宇治可義忠・下毛野公頼・安部守近・三国吉高の六人である。將監の高扶宣は、宣旨により伊予方面への派遣が決定した。平奉良は当初阿波・土佐使であつたが、老齡のため、紀伊・畿内使の宇治可吉忠と交代した。奉良はかつて伯耆国弁済使であり、吉忠は後に「能射」と弓の腕前を評価される。

長和四年の部領使で問題となつたのは、残る三人の任命である。当初実資に出された定文では、三国吉高の名は無く、若倭部亮範が丹波・丹後・但馬、守近が因幡・伯耆・出雲・石見、公頼は播磨・美作・備前・備中の部領使に、それぞれ任命された。中将雅通の消息によれば、亮範は年来部領使を希望していた。そこで通常「將隨身」を派遣する枠があるが、そこで隨身ではない亮範を「將隨身」の代りとして任命したい、との意見であつた。「將隨身」であるが、三日条には「丹波等三方国使以^①中将隨

身^②可^③定遣^④也」と中将の隨身を丹波などの部領使とするように明記している点が指摘出来る。丹波等の部領使は更に変更があつたが、最終的に中将隨身是因幡等に派遣されることとなり、そこに任命された三国吉高が中将の隨身であつたと思われる。先に右中将藤原兼隆隨身と思われる上道吉方を挙げたが、この年にも中将隨身の派遣があることから、中将隨身を任命する枠が想定される。しかし『江家次第』では、「関白・大将隨身」と限定されており、中将の枠が無い。

なお閏六月五日に節会の停止が決まり、相撲人の貢上は見られない。

③長和五年

長和五年は三月二日に中将源朝任によつて定が行われた。部領使として判明するのは茨田重方・高扶宣・秦武重である。

大宰使は当初摂政道長により道長隨身の近衛府生・下毛野公忠が推挙されたが、病の為に遠方に行けず、山陽道使をも辞退していたため、実資が朝任に「恪勤者」である府生・茨田重方を推挙して決定しようである。重方の例からは、勤務態度に対する恩賞としての部領使の性格を見ることが出来る。高扶宣は將監であるが、「不^①可^②改^③旧主^④（三条天皇）仰事^⑤也」とある任命理由を道長が追認して發遣される。このことから將監の任命が特殊であつたと言へる。

秦武重は、翌年の正月に「去年陸奥相撲使秦武重免^①相撲^②云々、仍返遣、令^③召^④者」と見える。この時まで在地にいた武重を呼び戻したのか定かではないが、同日に部領使の命に従わなかつた陸奥相撲人藤井清重の過状を進めさせている。

④寛仁二年

四月二十七日に定が行われ、海守富・紀元武・身人部保春・伴守武・秦武方・三池保忠が任命された。

定に先立つ二十四日、小一条院より隨身府生高向公方を山陰道使にとの推挙があつた。また將監の身人部保春を宣旨により任命すること、賭弓で三度射て三度的に当たつた近衛番長秦武方を任命すること、大宰使に希望者がいなければ実資隨身の紀元武を充てること、恪勤の者である海守富を任命すること、以上の四点を実資が中将兼経に仰せている。実資はこの時、年来、前摂政である道長の隨身を任命しているので、その消息を尋ねることを指示している。二十七日条では、ほぼこの時の推挙のままに任命されていることから、部領使が定以前に予め内定を得ていたことが言へる。

定では事前に尋ねてあつた道長随身の柶に、伴守武が推挙された。紀元武は大宰相撲使に任命され、出発前には本主である実資に罷申をして胡籥を給わつてゐる。

⑤寛仁三年

二月に実資の子息である資平が、道長に部領使のことを申したところ、道長から近衛・播磨貞安を大宰使にとの推挙があつたと実資に伝えた。資平の話を受けて、実資は將曹紀正方を中将藤原公成に遣わして、道長の意思及び先に大宰府への部領使を決定するようにと伝えた。定の日は、実資が最初に仰せつけたのは四月二十四日だが、一度延引されて、翌五月三日に行われた。

部領使任命について、公成が実資に語つた所によると、公成が摂政頼通に相撲使定の事を申した所、頼通からは自身の隨身である秦武方の推挙があつた。しかし武方は後に部領使を辞退する。もう一人名の挙がつた身人部保春も道長による推薦であり、こちらは賭弓の成績による。これに対し実資は、保春が將監であるために「難進止」であるが、気色に従うよう、中将公成に伝えてゐる。なお、その後保春は畿内部領使に任命されたが、相撲人を隨身せず、過状を進めることとなつた。

⑥治安年間

治安二年・三年にそれぞれ部領使が見える。

治安二年は日下部清武・秦吉正・海守富・下毛野公忠・勝良真・長谷部兼行が部領使に任命された。このうち海守富は恪勤者であり、土佐使を希望してゐる。公忠・良真・兼行らの府生も自薦による任命であり、部領使に何らかの恩典があつたのではないかと想像出来る。清武は関白頼通の隨身として推挙された。

治安三年の部領使には身人部信武・秦正親・播磨貞安の名が見える。信武は出発前に本主の実資に対し罷申を行い、正親は淡路・讃岐の相撲人を隨身して京上した。

貞安は『小右記』七月十七日条に「山陽道相撲使番長播磨貞安参来、隨身播磨国相撲旧貢二人・新点二人」と見える。旧貢という表現からは、何度か節会に参加している相撲人を引率することが、部領使の職務となつてゐたことが推測できる。

⑦万寿年間

『小右記』万寿元年二月十六日条では、府生勝良真を大宰使に推挙し、他は二十一日に決定するとある。残念ながら二十一日は記事が無く、他の部領使は不明である。

万寿二年は日下部清武・下毛野光武・藤井秋堪・惟宗為武・身人部保重が部領使に任命された。下毛野光武は源倫子の消息によつて大宰使に推挙された。光武は出家していた道長に「致三朝夕恪勤一者」と言われ、実資は道長の意見を仰いだ上で任命するように指示してゐる。藤井秋堪は実資の隨身であり、山陽道使に任命され、同年実資に牛を進上してゐる。

三月十一日に実資が定文を下給した後、変更があつた。十九日に、出雲・石見使惟宗為武の申文を宰相中将藤原兼経に送り、それを資平が実資に伝達する形で土佐使の変更が知らされてゐる。賭弓の褒賞で為武が土佐使になり、もともと決定してゐた錦正吉は大粮使となつた。この年の節会は中止となつたが、決定が七月だつたためか、既に部領使は派遣されてゐたようである。身人部保重は山陰道の相撲人を引率し、日下部清武は発遣先の常陸国から解文と勘文日記を携えて戻つてきた。

万寿三年は名前が判明してゐる紀正方・秦正親とともに相撲人の貢上に失敗し、過状を進めてゐる。正方は南海道に発遣されたが、相撲人の富永が伯父の死穢に觸れてゐたことを知らなかつたこと、惟永が参上しなかつたことに対して解文を出さなかつたことの二点が問題とされた。一点目については正方が先に京上してあり、二点目は国司が参上させるとのことであつたので、疑いを持たず先に帰洛した、というのが正方の答えであつたが、実資は「所レ申極愚」として過状を進めさせた。大宰使の秦正親は逃亡しており、代わりに季頼が召問された。季頼は正親が任を果たせなかつた理由を、船が無く参上が遅れたためであると答えてゐる。また山陽道にも部領使が派遣されているが、名前は不明である。

万寿四年は、相撲使定の記述は見えないが、身人部信武・播磨為利・播磨貞安・藤井尚貞が部領使に任命されてゐることが解る。為利・貞安・尚貞の三人は、各々相撲人を隨身してゐる。山陽道使の信武は実資の隨身で、実資は「殊致三恪勤一者也」と賞賛し、出発前に馬などを与えてゐる。またこの年、大宰府管内諸国より相撲人に付して絹・色革・菅貝等が進上されており、部領使発遣に伴う利益が推察される。

⑧長元年間

長元二年は身人部保武・下毛野光武の名が見える。保武は山陰道使として但馬相撲人四人が参来したことを報告してゐる。

府生・下毛野光武は藤原彰子により大宰使に推挙されるが、同時に將監の高扶宣の名も挙げられ、どちらが相応しいかと頼通から実資に問い合わせがあつた。実資は將

監の任命は希代のことであると言ひ、府生に就任して日が浅く恪勤の者でなくとも、府生である光武が相応しい、と意見している。この実資の返答からも、将監の任命が特殊だったと言える。³²⁾

長元四年は『小右記』七月二十二日条に藤井尚貞が相撲人を隨身してきた記事が見えるのみで、定の様子や他の部領使は不明である。

以上、明らかにした長和―長元年間の部領使の特徴は、次のように考えられる。

① 隨身の任命、② 恪勤者の任命、③ 能射への褒賞、④ 隨身の推挙だけでなく、大宰使などには府生の自薦があつたこと、⑤ 将監の任命が特別であるとされたこと、⑥ 中将の隨身を任命する枠があつたこと、以上の六点である。

なお長元四年以降の部領使は寛治二年まで名が見えなくなる。これは『小右記』の記述が長元元年頃までであること、実資以降は近衛大将・次將の記録がない、といった史料上の問題が大きい。但しこの間も相撲節会は断続的に行われており、部領使も発遣されていたと推測出来る。第二章では、再び具体的に解る寛治年間から永久元年までの部領使をみていく。

第二章 院政期の部領使

① 寛治年間

院政期は相撲節会自体の開催が減少し、また『小右記』の藤原実資のような近衛大将による詳細な記録が残されていないことから、相撲使定の記述も発遣が解る事例も少ない。しかし相撲人引率の際に名前が解る事例もあり、部領使に任命された近衛府下級武官を幾人かみることが出来る。

寛治年間においては、まず寛治二年の部領使として藤原師実・師通の隨身である下毛野武忠が判明する。武忠は賀茂行幸において馬場殿に留め置かれており、その理由が部領使であることだと推測される。³³⁾

寛治五年は『二条師通記』二月十四日条に、相撲使定の記事がみえる。この時任命されたのは年預弓方府生秦公利で、藤原忠実の隨身であつた。公利は弓の名手であつたようで、忠実の弓の師でもあつた。³⁴⁾

寛治六年の秦助久は、藤原師実・師通・宗能の隨身であり、永長元年の賭弓に参加した。この年は相撲人が美濃方面から参上したことが解る。³⁵⁾

寛治七年の秦正重は東山道使で、出羽守源信明の合戦に関する申文を提出した。³⁶⁾

② 康和年間

康和元年三月十二日、右大将源雅実が右権中将藤原顕実を関白藤原師通に遣わして、部領使を決めることを伝えた。「誰隨身可_レ遣_二差之_一、近衛行久当_二其仁_一、武忠当_二其巡_一者」との意見に、府生の武忠を差し遣わすことが決まった。³⁷⁾ 前後の史料から類推するに、二人とも師通の隨身であつたようだ。また相撲使定において、『小右記』では近衛府將官と撰関の隨身を推挙する枠があり、その枠に誰を推挙するのかが問題であつたが、康和元年では「誰の」隨身を推挙するかが注目されている。なお五月に、「世間不_レ静₃₈₎」との理由から、発遣が停止された。

康和四年は相撲使定の記述は見えないが、下毛野敦時が部領使となり、忠実から馬を一疋賜つてゐる。³⁹⁾

③ 長治年間

長治元年部領使の秦公種は、本主忠実から推挙された。⁴⁰⁾ この時は忠実が大将の言葉を伝えに來た右少將源師時に対し、「余今年右府生公種可_レ被_レ遣也」と返答し、大将は予め忠実の隨身が推挙されるよう、連絡したと考えられる。なお忠実は当時、右大臣・東宮傳であつた。部領使下毛野敦時は節会前に、忠実に馬二疋を將來した。⁴¹⁾

長治二年の中臣兼近・佐伯国重は、ともに忠実の隨身と思われる。左近中将藤原俊忠から相撲使定の連絡を受けた忠実が、自分の隨身の誰を派遣すべきかを隨身所に尋ね、左右番長である二人の名があげられて決定した。ここでも「誰を」発遣するかより、「誰の」隨身を派遣するかに重点が置かれ、本主が重視されたと考えられる。

④ 天永二年

天永二年の部領使には、下毛野近季・中臣兼近・重久が見える。⁴²⁾ 任命の経緯は明らかではないが、近季は院の、兼近は撰関家の隨身である。また「はじめに」で触れたように、山陰道相撲人を巡り左右近衛府で争ひ、国司が近衛府に相撲人を進上する慣例があつたこと、相撲人の所属が父祖の所属によって決定したことが判る。⁴³⁾

⑤ 永久元年

永久元年閏三月二十八日に相撲使定が行われたことが『長秋記』同日条に見え、惟

宗忠清・秦兼久・下毛野武正・秦行重の名が見える。

忠清は「陣恪勤」として任命され、武正・行重はそれぞれ撰政忠実・右近衛大将藤原家忠の隨身である。兼久は「院分」で、この他の記事でも「院候人」と表現されており、白河院の隨身であったことがわかる。院の隨身で任命がはっきりと解る人物は他に見えないが、院政期になって、撰関・近衛府将官以外の隨身が部領使に任命される事例として注目される。

この年は節会が中止になり、実際の発遣は不明である。また節会自体が衰退し、部領使の発遣と任命も見えなくなり、具体的な人名が判明するのはこの年までである。

以上、事例は少ないが、院政期の部領使をおおまかにまとめると次のようになる。

① 随身の任命、② 恪勤者の任命、③ 能射への褒賞、④ 誰を任命するのではなく、「誰の」隨身を任命するかに重きを置いていること、の四点である。

隨身・恪勤者・能射の三点は、同時期に書かれた『江家次第』の記述にも反映されている。撰関期での任命と大筋では同じであるが、細部では違いが見られる。特に四点目の、隨身自身ではなくその本主に重きを置いた点がそうである。

以上のことを踏まえて、部領使の特徴をまとめたい。

第三章 平安時代の部領使の特色

以上明らかになった撰関・院政期における部領使の実態からは、① 隨身、② 恪勤、③ 能射、という三点が挙げられる。これらは先に引用した『江家次第』「関白・大将隨身、陣官、賭弓矢数者」の記述に対応するが、厳密には一致しない。

まず一点目の隨身について、『江家次第』では関白・大将の隨身とされるが、撰関期では関白・近衛大将の隨身に限定されず、中將の隨身も推挙された。永久元年には「院分」とあり、院隨身の枠が考えられる。なお隨身であれば本主からの推挙が必要であり、管見の限り例外は無かった。中將の推挙は院政期には見えなくなるが、この背景には中將の人員増加や、地位の低下が考えられる。

二点目の「恪勤」という評価は随身の勤務態度にも用いられるが、近衛府官人に多い。部領使に任命された近衛府官人の官職を見ると、府生が多く、撰関期では特に府生から恪勤者を選ぶ傾向があった。また、下級武官の中でも將監の任命は特殊なことと考えられていたことが解る。

三点目の「能射」とは、弓の名手の任命であり、特に賭弓の成績優秀者は部領使に任命されている。他にも能射と評価された近衛府武官の任命が多い。近衛府武官の武芸の中で弓の腕前が注目されていたと言える。また節会自体が弓射儀礼と関係が深く、両者は密接な関係にあったと言える。

撰関期と院政期の部領使の違いで顕著なものは、自薦による任命が撰関期にはあるが、院政期には見られないことである。この場合、府生らが大将に申文を提出し、定かそれ以前に決定された。特に長和二年・寛仁二年の事例からは、府生の多くが大宰使を希望していたことが伺える。

では何故、府生は部領使への任命を望んだのであろうか。考えられる理由として、まず本主から物を給う罷申があったことがあげられる。一方で、部領使が本主に対して馬や牛などを貢上する例もあり、本主にとっても利益があったことが想像される。次いで発遣された部領使に対する、在地での供給が挙げられる。節会が廃絶した正治二年の大宰府申文には「請_レ被_レ停止相撲使・藏人所使・官使等供給雑事非法過差一事」とみえ、部領使が在地で歓待されたことが推察される。しかし実態は明らかではない。また相撲人に伴って大宰府より綱などが進上されていることから、本主側の利益も想像できる。院政期では特に大宰使への任命を望む者が多いが、こういった収入が背景として推測されよう。

なお、近衛府生が能射によって任命され、発遣先で供給を受ける様子が『宇治拾遺物語』に描かれている。何時の時期を素材にした説話ではあるかは不明であるが、『小右記』などに見える撰関期の部領使の特徴を表している。

最後に、部領使の衰退について触れたい。永久元年の節会が部領使決定後に停止されると、長らく相撲節会は開催されず、再開後も部領使の記事が見られなくなる。部領使について記す史料の残存状況も影響するため、一概に断絶したとは言えないのであるが、衰退の原因と思われるものに、院政期に相撲人を出す家が決まったことがあげられる。相撲人が安定して節会に参加する体制が整ったことで、部領使発遣の意義が薄れたのではないだろうか。更に推測になるが、近衛府の変化を指摘したい。元来内裏の守護を主な職とし、京中の治安維持の役割からも離れた近衛府は、在地との関係が非常に薄い。院政期に検非違使・衛門府が京中の治安維持を担い、また京都からの地方赴任自体が減少していく中で、近衛府官人が諸国に発遣される機会が減少し、その過程で部領使も衰退したと思われる。

おわりに

部領使の特徴は、大まかに①隨身、②能射、③恪勤、の三点に分けられる。隨身は撰関期には近衛中将らが隨身を推薦することもあったが、次第に撰関家・近衛大将の隨身に限定されるようになった。また隨身も本主に重点が置かれるようになる。

近衛府官人が部領使に任命されることの利点は不明であるが、部領使本人には在り地での供給が、本主にはそこからの貢上という利点が推測できよう。部領使の衰退には節会そのものの衰退のほか、相撲人の貢上の安定や近衛府の変質が推測される。

従来、部領使はあまり着目されてこなかったが、相撲節会研究の視点からだけでなく、撰関・院政期の近衛府の実態を考察する上でも、有効な糸口となろう。

注

- (1) 平安時代の古記録では「相撲使」と書くことが一般的であるが、『江家次第』に「万葉コトリツカイト云也」とあり、初見史料である『万葉集』巻五（八六四・八六八）は「相撲部領使」とし、本論では引用・相撲使定を除き、より一般的な用語である「部領使」を用いた。
- (2) 『江家次第』巻八。
- (3) 主なものに、大日方克己『相撲節』（同『古代国家と年中行事』吉川弘文館、一九九三、のち講談社学術文庫）、新田一郎『相撲の歴史』、山川出版社、一九九四、野口実『相撲人と武士』（『東国中世史の研究』東京大学出版会、一九八八）、吉田早苗『平安前期の相撲人』（『東京大学史料編纂所研究紀要』一九九七）、同『平安前期の相撲節』（国立歴史民俗博物館研究報告）七四、一九九七）、同『中右記部類』と相撲（『東京大学史料編纂所紀要』八、一九九八）など。
- (4) 佐々木恵介『『小右記』にみる撰関期近衛府の政務運営』（笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』下、吉川弘文館、一九九三）三五五頁。
- (5) 隨身の官職・人数は『北山抄』など参照。撰関家隨身については中原俊章「中世隨身の存在形態―隨身家下毛野氏を中心にして―」（『ヒストリア』六七、一九七五）。
- (6) 佐々木氏前掲注四、鳥谷智文A「王朝国家期における近衛府府務運営の一考察」（『史学研究』一九九、一九九三）・B「王朝国家期における近衛府大将の役割」（『松江工業高等专科学校研究紀要』三六、一九九三）。
- (7) 佐々木・鳥谷両氏は、複数の次將の決定が原則だが一人で行う事もあったとする。
- (8) 佐々木三七四頁。
- (9) 『小右記』長和二年二月十五日条。
- (10) 『小右記』長和二年正月二十六日条。
- (11) 十九日には身人部保春をして土佐相撲使のことを伝えている。
- (12) 『小右記』長和二年二月十九日条。
- (13) この年のほか、後述する長和三年、長和五年、寛仁二年、寛仁三年がある。
- (14) 『小右記』長和二年二十日。
- (15) 『小右記』長和二年二十一日条。
- (16) 『小右記』長和二年七月二十一日条。
- (17) 『小右記』長和二年二月十五日条。
- (18) 大日本古記録本では弓削公頼とするが、弓削公頼は文官であり近衛府官人であった形跡が見られないことから、下毛野公頼の誤りではないかと考えられる。
- (19) 『小右記』長和二年七月十九日条・二十日条・二十一日条。
- (20) 節会終了後、部領使が相撲人を期日までに貢上させたかどうかの勘文を作り、後の部領使を任命する時の参考とするよう、定めている（『小右記』長和二年八月十六日条）。
- (21) 長和二年に同じく、「將監依二宣旨一遣し之、非二大将進退一、就レ中将監扶宣、依二宣旨一差遣（『小右記』長和四年五月二日条）」と、將監の任命が近衛大将の進退にないこと、宣旨で將監を遣わすべきことが述べられている。また同日条では、宣旨の無い將監・播磨保信の任命を「太無使事也」と難色を示している。
- (22) 『権記』長保元年十月八日条。
- (23) 『御堂関白記』寛仁元年正月十八日条、『小右記』寛仁三年正月十日条。
- (24) 『小右記』長和四年五月二日条「中将消息云、府生亮範年来相願上、無頼殊甚、將隨身定遣例也、其代定二遣亮範一也者」とある。実資が亮範に反対した理由は、これまで何度か任命された亮範の勤務態度に問題があり、三月には過状を進めているためである（同日条）。この時、実資は亮範の発遣先を公頼に、公頼の発遣先を守近に、守近の発遣先を隨身近衛に、それぞれ変更するように伝えた。
- (25) 三日、実資の指摘を受けた雅通は、亮範を外し、公頼は府生であるとの理由から改めずに播磨・美作・備前・備中への部領使とした。
- (26) 実資は守近を伯耆以下三方国の部領使にするよう指示したが、雅通が「因幡已下国々劣レ自二丹波等国々一（長和四年五月三日条）」だとして中将隨身（三国吉高）と入れ替えた。
- (27) 『小右記』長和五年三月二日条。以下の引用も同じ。
- (28) 『御堂関白記』寛仁元年正月十一日条。
- (29) 『小右記』寛仁二年四月二四日条。

- (30) 『小右記』寛仁二年閏四月二日条。
- (31) 長和三年二月十九日条に、「今月内可レ定ニ遣陸奥・大宰等使ニ」との実資の見解が見えており、大宰府への部領使を他に先んじて二月に決定することに特に問題はなかつたと考えられる。なお長和三年は内裏焼亡のため、節会と相撲使定の中止が二月に決定した。
- (32) 『小右記』寛仁三年四月二十七日条。刀伊の入寇のため延引か。
- (33) 以下、『小右記』寛仁三年五月三日条。
- (34) 『小右記』寛仁二年四月二十七日条。
- (35) 辞退理由は、道長随身の下毛野光武が長年部領使を務めていることによるらしい。
- (36) 『小右記』寛仁三年八月一日条。
- (37) 『小右記』治安二年四月二十六日条。
- (38) 『小右記』治安三年五月二日条。
- (39) 『小右記』治安三年七月十九日条。
- (40) 『小右記』万寿二年二月十一日条。
- (41) 『小右記』万寿二年七月十四日条。
- (42) 『小右記』万寿二年三月十九日条。
- (43) 正吉は将監高扶宣の舍人。史料には「粮使」。(『小右記』万寿二年三月十九日条)
- (44) 『小右記』同年七月二十一日条。常陸国で相撲人公候有恒が、平維衡に殺害される事件が起き、関係者の書類を携えての帰還であった。
- (45) 『小右記』万寿三年七月三十日条。
- (46) 『小右記』万寿三年七月二十三日条。
- (47) 『小右記』万寿四年七月二十一日条。
- (48) 『小右記』万寿四年五月二十日条。
- (49) 『小右記』万寿四年七月二十二日条。
- (50) 『小右記』長元二年七月廿一日条。
- (51) 『小右記』長元二年閏二月二十五日条。
- (52) 長和二年・長和四年・長和五年・寛仁二年・寛仁三年。将監が任命される場合、宣旨によって決定する。
- (53) 『後二条師通記』寛治二年四月二十七日条。
- (54) 『殿暦』康和四年七月二十二日条。
- (55) 『後二条師通記』寛治六年八月十九日条。
- (56) 『後二条師通記』寛治七年六月十八日条。
- (57) 『後二条師通記』康和元年三月十二日条。なおここに見える「巡」「任」の問題であるが、部領使任命に関しては他に類例が見られない。年勞制度と部領使の関係については今後の課題と

したい。

- (58) 『後二条師通記』五月十五日条。
- (59) 『殿暦』康和四年五月一日条。
- (60) 『殿暦』長治元年三月十九日条。
- (61) 『殿暦』長治元年七月二十日条。
- (62) 『殿暦』長治二年二月二十日条。
- (63) この時、檢非違使尉の源重時(美濃源氏)が相撲人真俊(武藤太)を引率したが、番には名が見えない。郎等を出したが、選ばれなかつたのであろうか。
- (64) 『殿暦』長治元年十月十三日条によると、兼近は院の御隨身であったが、忠実の申請により、院から忠実の御隨身に給わつたものである。
- (65) 『長秋記』天永二年八月十二・十五日条。因幡相撲人(丸部貞宗・貞成、服常方)を、その父祖が右近衛府に所属していたことから、因幡国司が右近衛府に貢上しようとする。しかし左近衛府部領使が、右近衛府部領使が国を過ぎたことを口実に、左近衛府に所属するよう勧めた。相撲人らは左近衛府の相撲人として上洛することを拒否し、上洛して父祖の所属した右近衛府に参つてから、宣旨によつて去就を決めるとした。左近衛府は、道中で相撲人を襲い、その後は節会以前に虚偽の訴えをするなどしたが、失敗し、因幡相撲人は右近衛府から出場した。
- (66) 史料大成本では「兵衛」、大日本史料では「近衛」。大成本の誤りか。
- (67) 『中右記』長治二年四月十七日条。
- (68) 長和二年・長和四年がその例にあたる。また道長や忠実が摂関の任に無い時でも隨身推挙を行うことを考えるに、「関白」と限定されず、緩やかなものであった。
- (69) 笹山晴生「承和の変以降の推移」(同『日本古代衛府制度の研究』所収、東京大学出版会、一九八五)二八〇頁以下。
- (70) 万寿二年の下毛野光武が道長に対し、恪勤と評されている。
- (71) 注五一。
- (72) 寛仁二年の秦武方・寛仁三年の身人部保春・万寿二年の惟宗為武。為武は長元元年に能射で府掌に推薦される(『小右記』長元元年八月二十三日条)。
- (73) 近衛府官人と弓射儀礼の関係は、高橋昌明「遊興の武・辟邪の武」(同『武士の成立、武士像の創出』東京大学出版会、一九九九、初出一九九七)が示唆に富む。なお部領使任命の理由には述べられないが、隨身の多くは競馬での活躍が見える。
- (74) 『江家次第』巻八。弓場始がなければ賭弓がなく、賭弓がなければ相撲がない。
- (75) 寛仁二年は希望者がいない場合、右近衛大将実資の隨身を充てるとなっていた。
- (76) 万寿四年の身人部信武・康和四年の下毛野敦時。
- (77) 寛仁二年の藤井秋堪・長治元年の下毛野敦時。

(78) 『猪熊関白記』正治二年七月十二日条。

(79) 前掲注四九。

(80) 前掲野口氏論文。

(81) 部領使となった近衛府官人の中にも、陸奥交易使となつて地方に発遣された下毛野公忠の例があるが(『左経記』万寿三年十一月二十八日条)、近衛府官人による下向は盛んではないようである。

〔付記〕

本稿提出後、大日方克己氏「院政期の王権と相撲儀礼」(『古代文化』六一ノ三、二〇〇九)が発表された。併せて参照されたい。

部領使一覽表

年	人名	官職				理由			使わされた先	隨身本主	出典	
		隨身	府生	番長	その他官職	格勤	能射	その他				
長和2	上道吉方	○							土佐使	藤原兼隆	小右記長和2.2.18/19	
	荒木武晴	○							「一道使」	藤原実資	小右記長和2.2.19	
	下毛野公助				将監			宣旨	南海道使	—	小右記長和2.20/7.21	
	尾張公時	○							山陽道使	藤原道長(寛弘8)	小右記長和2.2.20	
	身人部仲信		○						大宰使	—	小右記長和2.2.19	
	若倭部亮範		○						大宰使	—	小右記長和2.2.19	
長和4	下毛野公頼		○						大宰使	—	小右記長和2.2.19	
	一人	—	—	—					不明	—	小右記長和2.20/7.21	
	高扶宣				将監		●	宣旨	伊予・讃岐・淡路・阿波	—	小右記長和4.5.2	
	平奉良		○						畿内・紀伊使	—	小右記長和4.5.3	
	宇自可義忠			○			●		土佐使	—	小右記長和4.5.3	
	下毛野公頼		○						播磨・美作・備前・備中使	(藤原実資)	小右記長和4.5.3	
長和5	安倍守近	○						●	丹波・丹後・但馬・因幡	藤原実資	小右記長和4.5.2/3	
	三国吉高	○							伯耆・出雲・石見	源雅通	小右記長和4.5.2/3	
	(若倭部亮範)		○						×	—	小右記長和4.5.2/3	
	高扶宣				将監					—	小右記長和5.3.2	
	茨田重方		○				○			—	小右記長和5.3.2	
	秦武重			○					陸奥相撲使	—	御堂関白記寛仁1.1.11	
(寛仁1)	(下毛野公忠)	○	○						×	藤原道長・頼通	小右記長和5.3.2	
	下毛野公時	○						●	「相撲使」	藤原道長	御堂関白記寛仁1.8.24	
	海守富	○		○			○		山陰か山陽か南海道	平惟仲(長保3)	小右記寛仁2.4.27	
	紀基武	○						●	大宰使	藤原実資	小右記寛仁2.4.27/④2	
	六人部保春				将監			●	畿内	—	小右記寛仁2.4.27	
	伴守武	○						●	紀伊か土佐	藤原道長(長和5)	小右記寛仁2.4.27	
寛仁2	秦武方	○						○	×	藤原頼通	小右記寛仁2.4.24/27	
	三池保忠	○								藤原頼通	小右記寛仁2.4.27	
	播磨貞安	○							大宰府	藤原道長	小右記寛仁3.2.26	
	(秦武方)	○	○							藤原頼通力	小右記寛仁3.5.3	
	下毛野光武	○						●		藤原道長	小右記寛仁3.5.3	
	身人部保春				将監			○	畿内相撲使	(藤原道長)	小右記寛仁3.5.3/7.19/8.1	
寛仁3	高扶武				府掌				南海道使	藤原実資	小右記寛仁3.7.14	
	和信			○					山陰道使	—	小右記寛仁3.7.19	
	日下部清武	○								藤原頼通	小右記治安2.4.26	
	秦吉正	○						●	山陰道使	藤原実資	小右記治安2.4.26	
	海守富				大陣吉上				土佐使	—	小右記治安2.4.26	
	下毛野公忠		○							—	小右記治安2.4.26	
治安2	勝良真		○							(冷泉院隨身)	小右記治安2.4.26	
	長谷部兼行		○							—	小右記治安2.4.26	
	身人部信武	○						●	山陰道使	藤原実資	小右記治安3.5.2	
	秦正親				将曹				南海道使	—	小右記治安3.7.19	
	播磨貞安			○						—	小右記治安3.7.17	
	万寿1	勝良真		○					大宰使	(冷泉院隨身)	小右記万寿1.2.16	
万寿2	日下部清武		○							—	小右記万寿2.7.21	
	下毛野光武	○		○			○		大宰府	藤原道長	小右記万寿2.2.11	
	藤井秋堪	○							山陽道	藤原実資力	小右記万寿2.3.10	
	惟宗為武				近衛		○		土佐使	—	小右記万寿2.3.19	
	身人部保重		○						山陰道	—	小右記万寿2.7.20	
	(錦正吉)				近衛				×	—	小右記万寿2.3.19	
万寿3	紀正方				将曹		●	●	南海道使	—	小右記万寿3.7.30	
	秦正親				将曹				大宰府	—	小右記万寿3.7.30	
	不明	—	—	—	—				山陽道使	—	小右記万寿3.7.23	
	身人部信武	○					○		山陽道使	藤原実資	小右記万寿4.5.20	
	播磨為利			○					山陰道使	—	小右記万寿4.7.17/21	
	播磨貞安			○					大宰使	藤原頼通	小右記万寿4.7.21	
万寿4	藤井尚貞		○						伊予力	—	小右記万寿4.7.21	
	身人部保武			○					山陰道使	—	小右記長元2.7.21	
	下毛野光武		○						大宰使	—	小右記長元2②.25	
	長元2	藤井尚貞		○					淡路・阿波・讃岐・伊予	—	小右記長元4.3.22/7.22	
	寛治2	下毛野武忠	○							藤原師実・師通	師通記寛治2.5.27	
	寛治5	秦公利		○				●	常陸	藤原忠実	師通記寛治5.2.14	
寛治6	秦助久				近衛			●	(美濃方面力)	藤原師通	師通記寛治6.8.19	
	寛治7	秦正重	○						東山道相撲使	「殿下」	師通記寛治7.6.18	
	康和1	下毛野武忠	○	○						藤原師実力	師通記康和1.3.12	
	(行久)	○			近衛					藤原師実力	師通記康和1.3.12	
	康和4	下毛野敦時		○						藤原師通	殿曆康和4.5.1	
	長治1	下毛野敦時		○							藤原師通	殿曆長治1.7.20
秦公種			○					●		藤原忠実	殿曆長治1.3.19	
長治2		(中臣兼近)	○		○						藤原忠実	殿曆長治2.2.20
		(佐伯国重)	○		○						藤原忠実	殿曆長治2.2.21
		下毛野近季	○			将曹				山陽道	白河院	長秋記天永2.7.4
天永2		中臣兼近	○	○					●	山陰道	藤原忠実	長秋記天永2.8.12
	(源重時)				検非違使尉					—	長秋記天永2.8.2	
	惟宗忠清		○				○		摂津・河内・讃岐・伊予・阿波・土佐	—	長秋記永久1③.28	
永久1	秦兼久		○					●	和泉・紀伊・淡路・山陽道	白河院力	長秋記永久1③.28	
	下毛野武正	○		○					山陰道八ヶ国	藤原忠実	長秋記永久1③.28	
	秦行重	○			近衛				大宰管内	藤原家忠	長秋記永久1③.28	

※格勤・賭弓の○は推挙の理由として挙げられている場合、●は推挙理由ではないが、そのように評価されたことがある場合。

The Kotorizukai of Sumai

SOMEI Chika

abstract

The Kotorizukai was a lower rank of the Konoehu Officials who brought a Sumainin into the Sumo Ceremony at Kinai. A Sumainin who played a central role in the ceremony usually lived in his country. The Kotorizukai was sent to various parts of Japan to call many Sumainin as ceremony players. Thus the Kotorizukai was one of the key persons in holding the Sumo Ceremony in the 10-11th centuries.

There are three criteria for becoming a Kotorizukai. First, a Kotorizukai had to be a Zuijin. Because it was necessary for a Kotorizukai to be nominated by his master out of the group of Zuijin. At first, the masters who could appoint a Zuijin as a Kotorizukai were Konoe Chujyo, Konoe Taisho and the Fujiwara Regent Family. But later, it was limited to the Fujiwara Regent Family and Konoe Taisyo. Second, the Kotorizukai had to be the most diligent among the lower rank of the Konoehu Officials (Kakugon). Third, the Kotorizukai had to be an expert at archery (Nosya).

When the above conditions were met, a Kotorizukai was assigned. But towards the 11-12th centuries, the Sumo Ceremony itself had become outdated and ultimately a Kotorizukai was no longer appointed.

Keywords : Kotorizukai, Sumo Ceremony, Sumai, Konoefu, Zuijin